⑸　秘密鍵の厳重な管理
　通信相手の認証及び通信の暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。
⑹　帯域の確保
　インターフェイスシステムとコアシステム又は他のインターフェイスシステムとの接続に係る電気通信回線の通信について、情報提供等事務の処理が遅滞なく実施できるよう必要な帯域を確保すること。
3　可搬記憶媒体の管理
⑴　保管場所
　可搬記憶媒体は、保管庫等を設けることにより、できるだけ常温常湿の場所に保管すること。
⑵　持出し及び返却の確認等
　可搬記憶媒体の盗難の防止等のため、その保管位置を指定し、持ち出した場合は返却を確認すること。
⑶　廃棄
　可搬記憶媒体を廃棄する場合には、消磁、破砕、溶解その他の当該可搬記憶媒体に記録されていたファイル及びドキュメントの復元が不可能となる措置を講ずること。
⑷　不正プログラムの混入防止
　可搬記憶媒体への不正プログラムの混入防止のため、必要な措置を講ずること。
4　構成機器及び関連設備等の管理
⑴　管理方法の明確化
ア　インターフェイスシステムに機器を接続するための手続、方法等を定めるとともに、構成機器及び関連設備等の管理方法を明確にすること。
イ　使用するインターフェイスシステムの構成機器及び可搬記憶媒体の種類、数量等を体系的かつ一元的に記録管理し、現況と一致させること。また、この記録管理された内容を関係職員に周知し、記録管理しているインターフェイスシステムの構成機器又は可搬記憶媒体以外のものを使用しないこと。
⑵　保守の実施
　インターフェイスシステムの構成機器及び関連設備等の保守を定期に又は随時に実施すること。また、保守の実施に当たっては、エラーの発生及び不正行為を防止し、データを保護するため、必要な措置を講ずること。
⑶　稼働状況の監視
　緊急事態や障害を早期に発見するため、インターフェイスシステムの構成機器の稼働状況を監視すること。
⑷　不正プログラムの混入の検知等
　インターフェイスシステムにコンピュータウイルス等の不正プログラムが混入されていないかどうかを監視する措置を講じ、混入されていた場合には駆除する措置を講ずること。また、コンピュータウイルス等の不正プログラムが発見された場合の必要な措置を定め、インターフェイスシステムを運用保守する職員に周知すること。
5　ファイル、ドキュメント等の管理
⑴　ファイル及びドキュメントの取扱い及び管理
ア　ファイル及びドキュメントについて、定められた場所に保管すること、受渡し及び保管に関し必要な事項を記録すること、使用、複写、消去及び廃棄は責任者の承認を得て行うとともに、その記録を作成すること等、その取扱い及び管理の方法を明確にすること。
イ　ファイル及びドキュメントを廃棄する場合には、消磁、破砕、溶解等の措置を講ずること。
6　委託を行う場合等の措置
⑴　委託先事業者等の社会的信用等の確認
　インターフェイスシステムの開発、変更及び運用保守等について、委託を行う場合には、委託先事業者等の社会的信用と能力を確認すること。
⑵　委託先事業者等に対する監督
　委託先事業者等に対し、必要なセキュリティ対策を実施させるとともに、適切な監督を行うこと。また、委託先事業者等による不正行為を防止するため、必要な措置を講ずること。
⑶　再委託の制限等
　委託業務の一部を第三者に再委託する場合の制限、事前申請及び承認に関する事項を委託先事業者等とあらかじめ取り決めること。
⑷　秘密保持に関する措置
　委託先事業者等から、その従事者に係る秘密保持に関する誓約書を提出させる等の措置を講ずること。

第6　情報提供等事務に使用する他の情報システムとの接続等
　情報提供等事務に使用する他の情報システムについて、第3に定めるもののほか、以下に定める。
1　ファイアウォールによる通信制御
　電気通信回線に接続する電子計算機若しくは電気通信関係装置における不正行為又は電子計算機若しくは電気通信関係装置への不正アクセス行為に対して情報提供ネットワークシステムを保護するため、情報提供等事務に使用する他の情報システムとインターフェイスシステムとの間にファイアウォールを設置し、通信制御を行うこと。ただし、情報提供等事務に使用する他の情報システムとインターフェイスシステムが同一の電子計算機室にある等通信制御を行う必要がないと認められる場合については、この限りでない。
2　通信相手の認証
⑴　コアシステムとの通信
　情報提供等事務に使用する他の情報システムとコアシステムとの間の通信について、通信相手相互の認証を行うこと。ただし、同一の電子計算機室にある等通信相手の認証を行う必要がないと認められる場合については、この限りでない。
⑵　インターフェイスシステムとの通信
　情報提供等事務に使用する他の情報システムとインターフェイスシステムとの間の通信について、通信相手の認証を行うこと。ただし、同一の電子計算機室にある等通信相手の認証を行う必要がないと認められる場合については、この限りでない。
3　通信の暗号化
　情報提供等事務に使用する他の情報システムとインターフェイスシステムとの間の通信について、暗号化を実施すること。ただし、同一の電子計算機室にある等通信の暗号化を実施する必要がないと認められる場合については、この限りでない。
4　特定個人情報の暗号化
　情報提供等事務に使用する他の情報システムが情報照会者に特定個人情報を送信する場合は、当該特定個人情報の暗号化を実施すること。ただし、同一の電子計算機室にある等特定個人情報の暗号化を実施する必要がないと認められる場合については、この限りでない。
5　秘密鍵の厳重な管理
　情報提供等事務に使用する他の情報システムとコアシステム又はインターフェイスシステムとの間で通信相手の認証及び通信の暗号化を行うために、並びに情報提供等事務に使用する他の情報システムが情報照会者に特定個人情報を送信する場合に当該特定個人情報の暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。